【オーバーヘッドアンケート調査結果:公立大学編】

発送数・回答数・回答率は以下の通りで50件を有効回答数とした。

発送数	回答数(回答率)
7 3	50(約69%)

委任経理についての設問

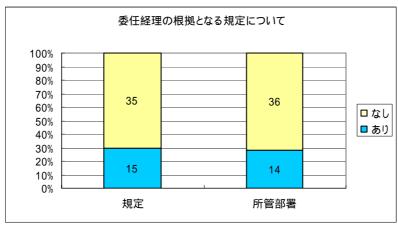
1. 助成金種別による委任経理の規定有無

「研究費」の26%が最も割合が高かった。



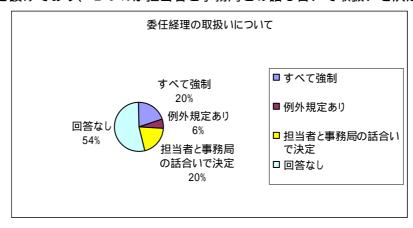
2. 委任経理の根拠となる規定について

30%の大学は委任経理の根拠となる規定がある。なお、規定には学内通知のたぐいも含む。



3. 委任経理の取扱いついて

20%が助成金をすべて強制し委任経理として取り扱う。それ以外では6%が委任経理としない例外の規定を設けており、20%が担当者と事務局との話し合いで取扱いを決定するとなった。



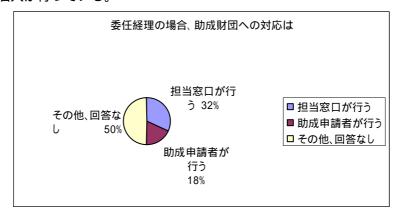
例外規定の内容

助成財団が事務局に委任経理を求める場合は学長の決裁を受けて経理事務を行う。財団によっては直接研究者の口座へ振込み、研究者の報告でよいとするなら関与しない。

交付要件として委任経理を助成団体から求められる場合のみ、事務局にて経理管理を行う。 助成団体から所属機関経理を求められた場合に限り、奨学寄附金で受入れ委任経理を行う。

4. 委任経理の場合、助成財団への対応

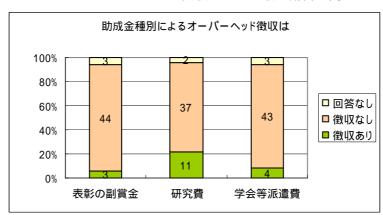
32%が会計報告及び実施報告等をすべて担当窓口が行い、18%が助成財団との連絡を助成申請者である個人が行っている。



オーバーヘッドについての設問

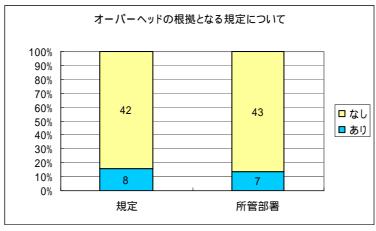
5. 助成金種別によるオーバーヘッドの徴収有無

「研究費」は22%がオーバーヘッドを徴収していて最も割合が高かった。



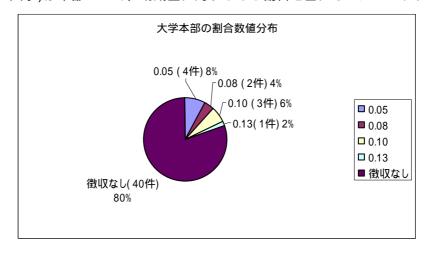
6. オーバーヘッドの根拠となる規定について

16%の大学はオーバーヘッドの根拠となる規定がある。なお規定には学内通知や申合せ・会議も含む。



7. オーバーヘッドの算定方法について

20%(10大学)が本部として、助成金に対するある割合を基にオーバーヘッドを徴収している。



算定基礎

経理を行う事務職員を1名雇用することを念頭に外部資金の総受入額より逆算して算出。

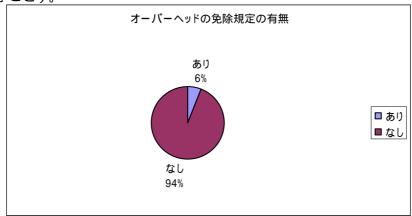
旧国立大学の例による。 事務処理経費から。

規程上オーバーヘッドは明記されていないが、平成19年度の公立大学法人設立により規程を見直すことになると 思われる。現状は必要経費上の観点から一定割合を徴収している。

オーバーヘッドは間接経費として受入れ、直接経費の15%(総額の15/115)に相当する金額を徴収。千円未満の端数は切り捨て。全体の約13% 大学の受託等の事務にかかる管理経費に充当。

8. オーバーヘッドの免除規定の有無

6%の大学が、特定の活動や分野に対してはオーバーヘッドの免除規定を設けている。具体例は 以下の通り(大学ごと)。



助成元に間接経費等に係る規定などがある場合は双方により別途協議する。

本当の教育及び研究上極めて有意義であると学長が認めた場合、その他学長が真にやむを得ないと認めた場合。 オーバーヘッドに使用が困難である資金の場合。取扱いは個々の内容により異なる。